

2024年1月11日

兵庫県知事

齋 藤 元 彦 様

兵庫県職員労働組合

中央執行委員長

青木 久実子



申 入 書

職場では、業務量の増大ともあいまって、組合員の生命と権利が侵害されている実情にあります。明るく働きやすい職場を作るため、わたしたちの切実な声を集約し、つぎのとおり要求します。

貴職の誠意ある回答を求める。

記

I. 共通要求

1. 超過勤務について

- (1)慢性的超過勤務を解消し、総実労働時間を縮減すること
- (2)「超過勤務に関する規則」「三六協定」を遵守すること。実効ある業務縮減を行うこと【福連協、児連協、土木協、神戸支部、淡路支部 重点要求】
- (3)超勤の申請制限を行わず、必要な予算を確保し、超過勤務手当を完全支給すること。また、実際の勤務時間と超過勤務申請時間に差がある場合には、実態を確認し、超過勤務手当を適切に支給すること【神戸支部 重点要求】
- (4)在宅勤務時の超過勤務について、実態に応じ超過勤務手当を支給すること
- (5)時間外の公用車による移動時間について、同乗者も超過勤務手当支給対象となること

2. 人事評価制度は交渉確認事項を遵守すること

3. 本庁舎再整備について

- (1)本庁舎再整備の方針を早急に示すこと
- (2)1・2号館移転までの間、安全対策を図ること
- (3)庁舎の移転作業について十分な協議を行い、丁寧に実施すること

4. 在宅勤務について

- (1)在宅勤務は本人希望に基づくこと
- (2)在宅勤務に必要となる機器の整備を行うこと
- (3)サテライトオフィスを拡充すること

5. 通勤手当について

- (1)全額実費支給すること【家保協、東播支部(東播磨県民局・北播磨県民局)、西播支部(西播磨県民局)、淡路支部 重点要求】
- (2)安全な通勤方法を確保するため、高速道路及び新幹線の使用基準を緩和すること

6. 諸手当について

- (1)単身赴任手当を増額すること

7. 特殊勤務手当について

- (1)特殊勤務手当の増額および支給対象範囲を拡大すること
- (2)指定運転員手当を新設すること
- (3)高病原性鳥インフルエンザ防疫作業等について、業務内容に見合った手当とすること
- (4)オンコール手当を支給すること

8. 実効あるハラスメント対策を行うこと

9. メンタルヘルス不調を未然に防止すること

10. 行政対象暴力、カスタマーハラスメントなど職員に危険が及ぶことがないよう、県当局が責任を持って対応すること

11. 公務上の訴訟等について、個人責任が追及されることのないよう配慮し、個人の負担を軽減すること

12. 共通パソコンについて改善を図ること

- (1)業務に支障が生じないスペックとすること
- (2)公用車使用簿と旅行命令簿を兼ねるなど、旅行申請を簡素化すること
- (3)テレワーク兵庫の接続環境を改善すること

13. 庁舎整備に関しては職員が健康かつ安全に働き続けられるよう改善を行うこと

14. 公用車の機動力及び安全性の確保の観点から、更新基準を見直すこと

15. 労働安全衛生について以下の通り対策を講ずること

- (1) ならし出勤にかかる交通費等の負担軽減を図り、長期療養者の円滑な職場復帰のさらなる推進に取り組むこと
- (2) 災害派遣時の健康管理については万全を期すこと

16. 職員の福利厚生を拡充し、以下について改善すること

- (1) 健康診断・健康管理体制について
 - ①がん検診を拡充すること
 - ②定期健康診断に緑内障検査を追加すること
- (2) 職員公舎について
 - ①職員公舎の修繕を適切に行い、経年劣化による修繕は入居者に負担を求めないこと
 - ②入居希望者が即入居できるように職員公舎の戸数を確保すること
 - ③職員公舎(独身)の年齢制限を撤廃すること

17. 休暇制度を拡充すること

- (1) 通称看護休暇及びつわり休暇を特別休暇とすること
- (2) 夏季休暇を7日にすること
- (3) 特別休暇の親族の喪の6歳未満の者への規定を削除すること
- (4) 子育てに関する休暇制度・休業制度の拡充及び制度が取得できるよう職場環境を整備すること
- (5) 更年期障害休暇を新設すること

18. 再任用職員の賃金・手当・労働条件を改善すること

- (1) 退職前の格付けとし、一時金の支給月数を引き上げること
- (2) 生活関連手当を支給すること
- (3) メールアドレスを改善すること

19. 会計年度任用職員の賃金・労働条件を改善すること

- (1) 経験年数加算を1年あたり4号給とすること
- (2) 任用期間に上限を設けないこと
- (3) 職の内容、責任の程度に基づき、報酬区分を見直すこと
- (4) 経験年数換算を月数換算に見直すこと
- (5) 確認した超過勤務については、超過勤務手当を完全支給すること
- (6) 病気休暇を有給とすること
- (7) 短期介護休暇を有給とすること

II. 個別要求

現業評議会関係

1. 労働安全衛生体制の確立について

- (1) 少人数・高齢化となっている職場実態を踏まえ、各現場で災害の未然防止に向けた実効性のある労働安全衛生体制を確立し、安心して働き続けられる職場環境を確保すること

2. 手当改善について

(1) 総務部

- ①長距離走行に関する手当を新設すること

(2) 土木部

- ①海上パトロール、標識灯点検手当の新設と、同日に行った際の重複支給を行うこと

- ②パトロールの都市型手当を新設し月額 20,000 円支給すること

- ③休日出勤手当を新設し日額 1,000 円支給すること

- ④乗船業務手当を新設すること

- ⑤除雪従事者手当を新設すること

- ⑥特殊自動車運転手当を再支給すること

(3) 宿泊料について、物価高騰に応じた引上げを行うこと

青婦協関係

1. 生理休暇について

- (1) 半日又は 1 時間単位の取得を可能とすること

職能協関係

1. 福連協

- (1) 女性家庭センターについて、早期に建て替えを行うこと。それまでの間は現庁舎の不具合を早期に解消すること

2. 家保協

- (1) 獣医師職の初任給調整手当を引き上げること

支部関係

1. 庁舎整備について

(1) 本庁舎

- ①十分な執務室スペースを確保すること(2画面モニター設置、袖机等)

- ②庁内会議室を十分確保すること

- ③Web 会議用スペースの確保と Webex 会議室を増やすこと

(2) 西神戸庁舎

- ①庁舎西側の鉄製通用門について、夏場は部材の膨張により開閉できないので、

改修すること

②車庫の熱暑及び防寒対策を行うこと

(3) 西宮庁舎

①空調設備について、抜本的に改善すること。南側1階から3階においても、各フロア単位で適温に調節できるよう対策すること

②第2駐車場のシャッターを軽量化すること(西宮土木)

(4) 宝塚総合庁舎

①道路第1課・2課と管理第2課間の通路の床板を補修すること(宝塚土木)

(5) 加古川総合庁舎

①当初計画の「立体駐車場」を整備すること

(6) 社総合庁舎

①安全確保と空調機器の更新を行うこと

(7) 三木庁舎

①安全確保と空調機器の更新を行うこと

(8) 姫路総合庁舎

①既設電話をナンバーディスプレイに更新すること

(9) 西播磨総合庁舎

①空調システムを早期に改修すること

(10) 龍野庁舎

①早期の建替え又は改修すること

(11) 豊岡総合庁舎

①屋外駐車の公用車用にカーポートを2台分増設すること

(12) 柏原総合庁舎

①露店の公用車駐車場に屋根付ガレージを増設すること

(13) 三田庁舎

①土壤診断室の雨漏りを修繕すること

(14) 洲本総合庁舎

①道路落下物等の一時保管場所を確保すること

2. 通勤手当について

(1) 但馬支部

①但馬地区冬季通勤手当を12~2月の3か月間、月額3,000円を増額すること

(2) 丹有支部

①新幹線鉄道等を利用する場合の通勤経路については、往路と復路で異なる経路であっても認定し手当を支給すること

3. 職員公舎について

(1) 丹有支部

①丹波地区で唯一存置となっている職員住宅であり、将来的な建て替え若しくは大規模修繕(フルリフォーム・リノベーション)を検討し計画を示すこと

4. 福利厚生について

(1) 県庁支部

- ①食堂、売店、自動販売機、休憩スペース、健康増進スペース(体育館、トレーニング室等)の確保など職員の福利厚生を充実させること